

## 第14回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 令和2年6月2日(火) 午後1時40分～午後2時20分
- 2、開催場所 鹿島市役所 5階大会議室
- 3、出席委員 10名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）
- 4、欠席委員 2名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）

### 5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 7番 坂本 理一 委員 8番 廣瀬 幸治 委員

- ②第2 報告第 26号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
 議案第 65号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 66号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 67号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
 報告第 27号 農地等形状変更届出について  
 議案第 68号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)  
 議案第 69号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

### 6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	書 記	吉田 範昭
局長補佐	高田 浩平	書 記	峰松 一実
書 記	植松 優太		

### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	×	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	×	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	10名

### ◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
大字高津原8区、若殿分、納富分、末光、馬渡	木下 一喜	
東三河内・西三河内・中川内・早ノ瀬・広平・大野	熊谷 勉	

7. 会議の概要

事務局	<p>只今から第14回鹿島市農業委員会定例総会を開きたいと思えます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、4番委員と5番委員の欠席と残り10名の委員の出席を確認。)本日の出席は10名であります。次に議事録署名人の指名をします。7番坂本委員と8番廣瀬委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。審議に入ります前に、いつもの4点ほど注意をするつもりでしたが、始まりが10分ほど遅くなりましたので、本日は省略いたしますが、よろしくお願いいたします。では、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。本日はいつもよりも30分早く集まりいただきまして、農林水産課農政係から今年度から新たに始まります中山間地域等直接払制度についての説明を受けました。これには今夏の農地利用状況調査にも関係することから行いましたが、これからもこのような研修会等を行っていきたいと思えます。皆さんの参加をお願いします。</p> <p>話は変わりますが、荒廃農地対策として取り組んできている七開地区の藤原農場を再整備する件でございますが、牛の放牧事業を行なっている社長と先日お会いして打ち合わせを行いました。社長の本市での事業開始の意欲を確認し、地元である七開地区の了承を得ていることをお伝えして、下流域地区の了承を取るように、この後説明会等を開催して進めたいと話をしたところです。また、飯田七曲地区において蕎麦を生産したいという新規参入の話も出てきています。この件についても、この後も皆さんに情報提供をしながら進めて参りたいと思えますので、皆さんのご協力をお願い致します。コロナも落ち着いてはいますが、終息した訳ではありませんので、注意をしながらやるべきことをやっていききたいと思えます。</p> <p>それでは早速、審議に入ります。本日の議題は議案5件と報告2件であります。報告第26号から始めます。「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁をご覧ください。報告第26号について説明いたします。記載のとおり2件となっております。合計2筆で面積が3,948平米となっております。内訳は田のみ2筆で、3,948平米です。解約事由は双方合意による借人変更のためが1件。借人からの申し出のため1件となっております。なお、借人変更となっている2番は新しい借人の方が決まっております。来月の総会に諮られます。1番は既に新たな借人の方が耕作されているとのことでした。以上で報告第26号の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明がありました。質問・意見はありませんか。何も無いようですので、これで報告第26号を終わります。</p> <p>次に進みます。議案第65号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の2頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の1頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇番地〇と同じく〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に田となっております。登記面積は1,199平米と1,138平米です。譲受人は〇〇区の株式会社〇〇〇〇という不動産業者です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん58歳、公務員の方と〇〇区の〇〇〇〇さん65歳、農業の方です。転用の目的は分譲住宅で、施設概要は8区画の宅地分譲1,883.64平米と通路その他459.15平米になっています。農地区分は用途区域であり3種農地で、周囲の状況ですが、東は道路を挟んで宅地、西は道路と水路、南は道路、北は宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。里道形状変更承認申請がされています。申請地周辺は公共下水道が整備されています。番号1の説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は〇〇川に架かっている〇〇橋の南側です。橋の南にアパートがありますが、その南</p>

	側の隣接地です。8区画の分譲地の計画ですが、生活排水は公共下水道が布設されますので流すことができます。また、雨水排水は団地内には道路側溝が整備され、東側にある市道を横断した既設の水路まで有蓋のU字溝が整備されます。下流の田んぼへの用水も確保されています。ご審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	現地調査報告まで終わりました。皆さんからの質問・意見をお伺いします。質問・意見はありませんか。
10番委員	備考欄に里道形状変更承認申請と記載がございますが、里道は何処にあるのでしょうか。また、8区画の分譲地への進入路は何処になるのかを教えてください。
事務局	里道は分譲地の東側でコニシと書かれた民家との間になります。また、進入路につきましては、東側の里道を6メートルに拡幅します。南東の角から約20メートル拡幅し、そこから西へ曲がる道路が計画されています。
議 長	他に質問・意見はありませんか。無いようですので、採決します。1番に賛成される方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、1番は許可相当として県へ送ります。 続いて、2番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2について説明します。位置図は2頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、〇〇番地〇、〇〇番地〇、〇〇番地の4筆です。登記地目は4筆ともに畑ですが、現況地目は3筆が村落地区で、5946番地だけが現況地目も畑となっています。宅地並みの村落地区となっている理由ですが、この地は平成12年1月27日付で住宅として転用許可を取られていました。その後造成だけで転用が完了する前に譲受人の方が夜逃げをされ、放置されておりました。この土地を今回の譲渡人である〇〇〇〇氏が平成19年に競売で取得されています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇・〇〇さん夫妻です。転用の目的は一般住宅で居宅52平米、3台分の駐車場45平米、進入路ほか428平米となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は里道、西は宅地、南は畑、北は市道となっています。関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。道路法24条工事施工承認申請が都市建設課にされています。番号2の説明は以上です。
議 長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いするのですが、担当委員は欠席されていますので、代わって推進委員の〇〇さんお願いできませんか。
担当農地 利用最適 化推進委 員	事務局の説明のとおりです。ただ、周囲には耕作されている農地はありません。南に農地はありますが、耕作されていません。住宅には浄化槽が設置され、その排水は進入路が北の市道に繋がっていて、そこに側溝が布設されますので、そちらに流されます。更に市道を横断する側溝が今回新設されますので、市道の北側の道路側溝に流れていきます。
議 長	ありがとうございました。只今の説明について、質問・意見はありませんか。
3番委員	申請者は二人の連名となっていますが、関係を教えてください。
事務局	二人の関係はご夫婦です。金融機関の融資の関係上、譲受人を二人で申請されています。
議 長	他にありませんか。無いようですので、採決します。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、許可相当として県へ送付します。 続いて議案第66号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の3頁をお開きください。1番について説明いたします。位置図は3頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積はそれぞれ1,120平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん49歳、今年新規就農された方です。譲渡人は〇〇

	区の〇〇〇〇さん70歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と相手方の要望となっています。永松さんの経営農地が申請地の南側に5筆（2,488平米）隣接しています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がされているところでございます。説明は以上です。
議長	事務局からの説明をさせました。質問・意見があればお願いします。
8番委員	私の担当地区ですので、補足をさせてください。現地に〇〇推進委員といっしょに行って確認をしています。南に隣接して〇〇さんの経営ミカン畑があり、きれいに耕作されていました。他のミカン畑もきちんと経営されています。以上です。
議長	ありがとうございました。〇〇推進委員も折角来ていただいていますので、補足等あれば発言をお願いします。
担当農地 利用最適 化推進委 員	今回譲受人の方が買われるミカン畑は、以前譲受人のお父さんが作られていたミカン畑だということでした。
議長	ありがとうございました。何か質問・意見はありませんか。無いようですので、採決します。賛成される方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、許可することといたします。 続いて議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。この案件につきましては一括して審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第67号について説明いたします。総会議案・説明資料は4頁から11頁までとなります。この案件につきましては1議案で43件でありまして、10頁の38番から40番はあっせんによる所有権移転です。このうち38番と39番は所有権が今総会後に公社から買い手の方に移ることになります。40番については今総会後に所有権が売り手の方から公社に移ることになります。11頁に記載されている3件については農地中間管理機構との貸借となる案件です。利用権設定されている案件が1番から37番までの37件です。新規が5件。再設定（更新）が32件となっています。37件の利用権を設定されているうち、使用貸借権の設定は8件で、賃貸借権の設定は31件です。賃貸借権31件のうち、現金扱いが17件で、物納扱いが14件です。契約期間については、30年が1件、10年が4件、9年が1件、7年が1件、5年が2件、3年が8件、2年が1件となっています。ここで使用貸借権が設定されている案件について説明します。今回使用貸借は8件で、5番・19番・20番・21番・23番・32番・33番は使用貸借の更新の案件です。31番は農業者年金の経営移譲の更新の案件となっています。 農地中間管理機構との貸借は3件で、契約期間は10年4カ月が1件、5年が2件となっています。設定する利用権の内訳は3件ともに賃貸借件の設定となっています。議案第67号の説明は以上です。
議長	事務局からの説明がありましたが、皆さまからの質問等はありませんか。ございませんか。37番は所有者が〇〇町の方で、耕作者が〇〇市〇〇町の方ですが、耕作者の方はこの農地から近いのでしょうか。
8番委員	農地がある所は私の地元です。隣接して所有農地があるので耕作されます。
議長	他に何かございますか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり) それでは採決を取ります。賛成される方の挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員により、議案第67号は決定することといたします。

	報告第27号「農地等形状変更届出について」を審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第27号について説明いたします。総会議案資料の12頁をご覧ください。位置図は4頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。地目は田で、面積は281平米でございます。届出人は所有者の〇〇〇〇さん83歳、〇〇区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、高齢のため田んぼとしての営農は困難であり、耕作者を探したが、見つからないため、畑にして自家野菜を作りたいとのことでした。盛土をするとのことでした。周囲の状況ですが、東は田、西は畑と市道、南は市道、北は畑となっています。申請地は農振農用地となっています。地元協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	これもすみませんが、〇〇推進委員から現地調査報告をお願いします。
担当農地利用最適化推進委員	ここは狭いうえに形も台形のような形状でひよろ長いので耕作がし難いところです。市道からブリッジを架けて機械を下すのですが、高低差があるので危険な作業です。耕作者の方が高齢なため、代わって耕作してもらえる方を探されたようですが、見つからなかったため盛土して畑にしたいとのことでした。工事は地元の建設会社に頼むそうです。
議長	耕作者をいっしょに探してもらえましたか。(場内から笑い。) 質問・意見はありませんか。
1番委員	ここは圃場整備をされてないのですか。
事務局	はい。されておられません。それから、欠席されている担当農業委員に現地調査報告で何かないですかと聞き取りをしましたら、田んぼの西側では川からの水が漏れてきて、乾かない田んぼであるとおっしゃいました。
議長	水が漏れてくることもあって盛土をされるとのことですが、地元の建設業者には畑に適した土を入れるように伝えてください。他に質問等は無いでしょうか。よろしいでしょうか。採決を取ります。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、許可することに致します。 議案第68号と69号は関連がありますので、まとめて審議いたします。「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、事務局の説明を求めます。
事務局	別綴じの総会議案資料の1頁をご覧ください。この頁にはⅠ. 農業委員会の状況として、農業の概要及び農業委員会の現在の体制を記載しています。数値につきましては、農林業センサスや鹿島市農林水産課から提供したもらった数値となっています。 2頁目をお開きください。Ⅱ. 担い手への農地の利用集積・集約化となっています。平成31年4月の現状値は1,381ヘクタールとなっており、率は61.1%でした。昨年度の集積の実績値が1,344ヘクタールとなっており、目標値である1,563ヘクタールの86.0%となっています。3. 目標の達成に向けた活動についてですが、農地利用最適化推進委員への連絡を密にして利用権設定を推進した。また、農地中間管理事業の利用を推進するために農地中間管理機構、市農林水産課と連携して農地の集積を図った。更に担い手農家との意見交換会を11月に地域別に開催し問題点及び課題の整理を行ったとしております。4. 目標及び活動に対する評価については、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構や市農林水産課と連携し農地中間管理事業を推進し農地利用最適化へ向けて更に活動する必要がある。農業者との意見交換会により地域毎の課題整理が出来たとしております。意見交換会への農業者の出席総数は31名でした。 Ⅲ. 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進では、平成28年度・29年度・30年度の参入者数が3経営体・4経営体・2経営体となっています。昨年度は目標を3経営体

としていましたが、実績値は2経営体でしたが、農地面積としては4.2ヘクタールの目標に対し、7.0ヘクタールとなっております。3. 目標の達成に向けた活動は、農業委員や農地利用最適化推進委員へ相談があれば、農地の賃貸借の対応や市農林水産課へ事業等の相談や中間管理事業の説明などの誘導を行ったとしています。4. 目標及び活動に対する評価については、農業委員や農地利用最適化推進委員の地域活動や関係機関連携により活動は順調であった。市担当課との連携による担い手（認定農業者）の掘り起こしが必要であるとしています。

次に4ページ目をお開きください。IV. 遊休農地に関する措置に関する評価については、昨年度の解消目標10ヘクタールに対し、実績は-33.8ヘクタールとなっております。これは実際の解消面積が4.0ヘクタールあったものの、新規発生の遊休農地が37.8ヘクタールあったために、-33.8ヘクタールとしています。目標に及ばない数値となりました。4. 目標及び活動に対する評価については、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携し情報を共有することで担当地区巡回時の意識向上が図られ、遊休農地の発生防止・解消に繋がってきている。また意見交換会を実施したことで農家や地域の問題点等が明らかになり意見書にも繋がったとしています。

次に5頁をご覧ください。5. 違反転用への適正な対応については、農地転用の事務や情報の提供に関する事務についての点検となっておりますので、実績を記載しています。

6頁をお開きください。こちらには農地法3条・4条・5条の処理件数・処理期間を記載しています。

7頁をご覧ください。こちらには農地所有適格法人の報告状況や賃借料の情報提供等を記載しております。

8頁をお開きください。こちらは議事録の公表と本活動計画の点検・評価の公表について記載しています。また昨年度は市長あてに意見書を出していますので、そちらについても記載しています。以上が昨年度（令和元年度）の活動の点検・評価です。

続いて議案第69号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を説明いたします。9頁をご覧ください。I. 農業委員会の状況については、1頁と同様に農林業センサスや市農林水産課からのデータを基に記載しております。10頁をお開きください。

II. 担い手への農地の利用集積・集約化の目標は1,567ヘクタールと設定し、活動計画は農地の流動化を進めるために利用権設定や農地中間管理事業を推進し農地の集積を図るとしております。

III. 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、これまでの実績から目標を2経営体、5.3ヘクタールと設定し、活動計画は新規就農を検討している方への農地の賃貸借について、担当農業委員・農地利用最適化推進委員、県、市農林水産課、JAが連携を取りながらサポートを行うとしています。

11頁をご覧ください。IV. 遊休農地に関する措置につきましては、昨年度までずっと目標に達しておりませんが、今年度も同様の10ヘクタールの解消面積としています。

次にV. 違反転用への適正な対応については、昨年度と同様に計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

農業委員会の目標やその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、以前から話をした上で、また昨年度の実績と比較して令和2年度の計画を立てたところです。お手許の資料は目を通してもらうために事前に送付しておりました。皆さんからの意見等がありましたら、お願いいたします。

説明では達成できてない点があったようですが、達成ができてない点は、達成しな

	いといけないのですか。
事務局	遊休農地の面積はずっと達成できていません。昨年から取組んできている事業が始まれば、少しは目標に近づくとと思います。
議長	目標値を無理して設定しないようにすれば良いのではないですか。
事務局	遊休化していた農地が〇〇ヘクタール耕作されるようになったという目標を設定するのは、必要だと思います。
議長	そうですね。少くらの再生では、新たに見出される荒廃農地の数字に中々追い付かないところです。
3番委員	遊休農地の解消は重要だとは思いますが、非農地化することは出来ないのでしょうか。
事務局	国営事業で開かれたパイロット農地は非農地化することは出来ません。それ以外にも荒廃化した樹園地や畑はあるかと思いますが、耕作等何もしてこなかった農家が良い目にあることはしない方がいいのかなと考えます。
3番委員	非農地化は農業委員会が勝手にすることは出来ないと思います。所有者にお伺いして、了承をもらえたらなるのかなと思います。非農地化していかないと、荒廃農地の数字は減らないのではないですか。農地でなくても良いと言われる農家もおられるのではないのでしょうか。
11番委員	非農地となれば、課税はどうなるのでしょうか。
事務局	道が付いているかどうかによって、判断が変わってくるかと思いますが。道が付いている所は宅地並みの評価となることもあります。道も付いてない所は荒廃農地との判断もあるかと思いますが。一概には言えません。
議長	無理してパイロット事業で開墾してあるところもありますが、パイロット農地を荒地にしないようとは、我々農業委員会ではなく、多良岳土地改良区が指導するべきことだと思うのですが、皆さんの決議をもって多良岳土地改良区に申し入れをしませんか。
3番委員	ミカンの減反で耕作を止められた所もあるかと思いますが、そのような農地は除外されているのでしょうか。
議長	そのときは転作でない駄目だったのでしょうか。奨励金が出たようですが、確認をする必要がありますね。
1番委員	多良岳パイロットの地区は何処から何処までになりますか。
事務局	能古見地区から七浦飯田地区まであります。ミカン畑のテラス面積が630ヘクタール整備されています。
2番委員	今日は総会の前段で農水課の農政係から中山間地域の直接支払交付金の研修をしてもらったけど、次の機会には多良岳土地改良区から講師に来てもらって、パイロットで開かれた農地を今後どのように考えているのかを話してもらったらどうでしょうか。
議長	そうですね。次は決まっていますから、次に次にしたいと思います。それに今進めている事業の了解をもらう必要がありますので、了解が取れてからにしたいと思います。(場内、笑い)
2番委員	パイロット事業は今から60年近く前からされている事業ですが、そのときには効果が出たと思います。現在では環境や状況が変わって来ていると思いますので、お互い話し合っって子や孫の代のために良い方向に向くようにしていくことが大事だと思います。
議長	今言われたことについて、取敢えず先方に打診してみたいと思います。これで採決してもよろしいでしょうか。
9番委員	採決の前に、資料について質問してよろしいでしょうか。 1頁と9頁に農業者等の数字の記載がありますが、認定農業者等の変動は更新や新規で手続きをされる方の数が変わってくるということだと思いますが、農業参入法人が1つ減っているのは何故ですか。
事務局	(具体的に廃止された法人の名称を上げて、回答する。)
議長	よろしいでしょうか。(はいと返答あり。) それでは採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議 長	ありがとうございました。賛成全員により、承認することになります。
事務局長	ありがとうございました。承認いただきましたので、議案第68号と69号は鹿島市のホームページに今月中に掲載することになります。
議 長	以上を持ちまして、本日提出された議案審議を終わります。
	(午後2時20分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。		
	令和2年 6月 2日		
鹿島市農業委員会	会 長		⑩
	7番委員		⑩
	8番委員		⑩
	事務局長		⑩